

本居宣長の古事記研究小論

笹月, 清美
九州帝國大學法文學部副手

<https://doi.org/10.15017/10580>

出版情報 : 九大國文學. 1, pp.73-98, 1931-09-01. 九大國文學研究會
バージョン :
権利関係 :

本居宣長の古事記研究小論

笹 月 清 美

此の小論に於ては、本文批評及び訓法の方法論的考察に依つて、本居宣長の古事記研究の一特質を窺ひ見ようと思ふ。文中、(記傳)とあるのは總べて増補本居全集に於ける古事記傳を指す。

一

古事記傳一之卷の第八節に於て、宣長は、「主ニ古語を委細に考へて訓を重くすべき」所由、即ち、自らを驅つてひたすらに古言を求めしめた内的理由を説明してゐる。先づ古事記の序文にある「飛鳥淨御原宮御宇天皇の大詔命」を擧げて言ふには、「稗田阿禮ミいひし人に大御口づから仰せ賜ひて、帝皇日繼ミ先代舊辭ミを誦うかへ習はしむとあるをよく味ふべし」云。(記傳三二頁)即ち、何故に阿禮をして口誦せしめられたか、その意味が、宣長に於ける、前述の内的理由によつて來る根本のものとして、先づ把握されねばならないと言ふのであつた。

宣長は記録の發生を記紀の傳ふる様に應神天皇の御世に置き、「懷風藻の序なきにも此の趣の見ゆるが故に奈良の頃も然言傳へたるなるべし」云ひ、而して又、「そのかみ古書も各異なることあるべければ此ミ彼ミは正しくは合ふまじきことわりなり」(記傳一三五三頁)云つて、古く記録が存在し且つそれは勿論一書には止まらなかつたのであると考へてゐる。

即ち、書籍の未だ存しなかつた遙かなる上代に於ては「たゞ口語もて語傳へしを書に記すこゝ初まりて後は、其の傳語をも皆書にしるして」傳へられるこゝなり、(記傳二三三頁)而して其の發展は宣長がかの「古記典等總論」の條に於て概觀した如き、古事記撰錄以前よりの歴代の修史事業ミなつて表はれたのである。かくして宣長は、書紀に連なるこの修史事業の全系列ミは別個に古事記が成立した所以は何處に存するかミ言ふ問題に當面しなければならなかつた。何故に古事記の成立するこゝが必要であつたか。此れに對する答は「彼撰は潤色を加へて漢の國史に似するを旨とし、此は古の正實のさまを傳へむがためなるべし」(記傳二頁)といふ古事記の特殊性に求められたのであつたが、然しこゝには更に、かゝる記録存在の時代に於て何故に口誦の過程を経ねばならなかつたかミ云ふ今一つの問題が明かにされなければならぬ。而して此の問題の解決こそ古事記成立の必然性及び宣長が古言を求めざるを得なかつた内的理由を明かにするものであつた。宣長の言ふ所によれば、

其を阿禮に仰せて其の口に誦うかへさせ賜ひしはいかなる故ぞといふに、萬の事は言にいふばかりは書にはかき取かたく及ばぬこゝ多き物なるを、殊に漢文にしも書くならひなりしかば、古語を違へじにては、いよ、書取がたき故にまづ人の口に熟々誦ならはしめて後に、其の言の隨に書録さしめむの大御心にぞありけむかし。(記傳三三頁)

抑々、言語は意識の絶えざる流動を極めて不完全に表現したものである。然し更に文字は、言語に於ける意味深き聲音の連續の中、その著しい部分を點綴的に表記したものに過ぎない。こゝに宣長が述べてゐるのは、まゝこゝにかゝる根本的の原則であつた。然かも古事記の表記は全然性質を異にする漢字によらなければならぬ云ふ二重の困難を負はされてゐた。言語は思想を明確にする。然し同時に思想を限定する。そしてかゝる限定は文字に到つて一層甚だしいのである。「直ちに書より書にかきうつしては本の漢文のふり離れがなければなり」云つたのはこの故であつて、阿禮をして口誦せしめられたのは實にかゝる限定より先づ脱却せむとするにあつた。「もし語にかゝはらずて、たゞに義理をのみ旨せむには

記録を作らしめむとして、先人の口に誦習はし賜はむは無用ごこ」でなければならぬ。(記傳三三頁)精神生活の綜合的表現を求めず、單なる義理、即ち論理的事實をのみ旨とするならば、「語にか、はらず」、従つて阿禮をして口誦せしむるの必要はなかつたのである。けれども阿禮をして口誦せしめられたごこそのごこは、古言を求められたごこを意味してゐる。而して言葉は生命の表現であり、「意、ご言」ごは内的必然性によつて連なつてゐるが故に、古言を求められたのは古の意をそのまゝに表現せむさせられたのである。宣長によれば、天武天皇が「漢文章に牽れて、本の語は漸に違ひもてゆく故に如此ては後遂に、古語はひたぶるに滅はてなむ物ぞご、かしこく所思看し哀みたまへる」のもこの故であつた。天皇は御自ら帝紀舊辭を討覈し給ひそれを大御口づから阿禮に傳へ誦せしめ給ふたのであつて、阿禮の口誦は、この古言に還り古の正實を純粹の古言を以て語らむごされた御意志、換言すれば、宣長に於て明かに感じられた所の、「古事記自體のあらはれむごする意志」に従ふものであつた。而して天皇の崩御ご共に、古事記ごなるべきものは阿禮に於けるこの口誦の狀態を以て殘存してゐたのである。宣長によれば、この『意志』は元明天皇これを繼承し給ひ、更に撰錄者安麻呂の志向も亦、「彼天皇たちの大御志のまにく、旨ご古語を嚴重くせられたるほご灼然く、」その意志を實現せむごする以外の何物でもなかつた。安麻呂は阿禮が誦する所をそのまゝ、聲より文字へ録せるものであつて、いさ、かも「撰者の新篇」を加へなかつたのである。それは天武天皇以來の一つの意志を承継ぎ、それを忠實に實現せむごする態度であつて、かの序文に見ゆる表記の苦心の如きも寧ろこの態度に由來するものであつた。

宣長によれば、古言に還り、古の正實を、即ち、國民的自覺に基き又國民精神の歸一を目指して古傳説を統一しつゝ、それを、純粹の古言を以て語らむごする意志、内的に見れば、「古事記自體のあらはれむごする意志」を實現するごこが、實に古事記成立の根本的な意味であつた。この意味なくしては古事記は寧ろ生れ出るごこすら出来なかつた。天武天皇ご阿禮、元明天皇ご安麻呂に於ける志向は、全くこの意味の要求する所に従ふごこにあつた。それ故にこの意味の把握は古事

記の研究に缺くべからざる契機であつて、宣長は「此の大御志をよく思ひはかり奉りて、古語のなほざりにすまじきことを知べし、これぞ大御國の學問の本なりける」(記傳三二頁)と述べてゐる。その古言を求めざるを得なかつた内的理由は、この古事記成立の意味の把握に基くものであつた。

『口誦せられたるもの』を表記するには漢字を借用するの外はなかつた。古事記はかくして成立したが、全然性質を異にする漢字の借用であつたが故に安麻呂の本意にも拘はらず幾多の歪曲を生じた。それ故に宣長は『古事記自體』をこの『表記せられたるもの』によりも寧ろ『口誦せられたるもの』に置いた。而して外的に見ればその研究は、先づ『表記せられたるもの』の原形態を探索し、その形態の中から『口誦せられたるもの』を訓みあらはし、而して『古事記自體』の内的生命を明かにしようとしたのであつた。

二

宣長が古事記の本文及び訓を研究するに當つて素材となつた諸本を概観すれば次の様である。

第一、寛永本。これは古事記傳の中に舊印本として屢々引用されたものである。諸本及び注釋の事の條(記傳一五頁)並に新刻古事記之端文(古訓古事記序)に於て評せられた様にその價值は極めて低いものであつた。寛永廿一甲申歲孟夏、洛陽書林前川茂右衛門の開板である。

第二、菴頭古事記。度會延佳の著したもので、古事記傳の中に延佳本として引用せられたのは此れである。宣長は「此人すべて古語を知らずただ事の趣をのみ一わたり思ひて訓れば、其訓は言も意もいたく古にたがひて後世なるこ漢なるこのみなり、さらに用ふべきに非ず」を評したが、舊印本よりは遙かに正確性を加へ且つ一家の見地を有するものであつたことを認めてゐる。この書は貞享四年二月二十九日に成つたものであるが、その菴頭及び跋文を見るに舊印本に對して批

評的の立場をこつてゐるこゝが窺はれる。中巻及び下巻の奥書はその先蹤を示すものとして注目せられ、かの眞福寺本の奥書ミ、中巻に於ける配列順序の相異を除けば全く同じであるこゝは既に宣長が鈴屋本古事記の附箋に指摘した所である。

第三、古事記頭書及び假名書古事記。賀茂眞淵の著す所である。「玉かつま」(二之巻)によれば、宣長は眞淵から古事記上巻の假字書及び中巻下巻の書入ある本を借りて居り、古事記傳の中に「師の説」ミとして引用したのはそれであつた。この書入は延佳本に對してなされたものであり、それを基にして後人が一つの著述の形にしたのが古事記頭書三巻であつて、今内閣文庫及び臺北帝大に藏するものは何れも朽木文庫より出たものである。(國史と國文「昭和四年五月號」、石井庄司氏論文「參照」)
言語と文學「第三輯」、伊藤愼吾氏論文

その上巻の識語及び「訓高下天云阿麻」の説明の條を見れば、その成立の事情、動機及び延佳に對する批判的態度なきを知るこゝが出来る。寶曆七年八月病間の作である。

第四、古本三種。宣長は古本の少きこゝを述べ、一本ミ延佳書入本の寫本ミ村井敬義所藏古本ミの三者があるが何れも價值低く、殊に村井本は舊印本に殆んき同じであるミ指摘してゐる。此等は古事記傳の中に一本ミして引用された。その校合年代は鈴屋本古事記の奥書に明かである。

第五、眞福寺本。鈴屋本古事記下巻の附箋によれば、宣長は天明七年丁未四月十四日に眞福寺本の寫本を以て三巻の校合を了へたのであつて、眞福寺ミ眞福寺本ミその寫本ミの由來、及び眞福寺本に對する考察を述べてゐる。そして中巻の特色を認識し且つ延佳本ミの傳統上の關係に一考を費してゐるのは注意しなければならぬ。上中兩巻は應安四年賢瑜廿八歳の時の書寫であり、下巻は翌年の書寫であるこゝなきは更めて云ふまでもない。ただ宣長が見たのは寫本であつたが故に誤字を生じてゐた様である。例へば中巻三十七丁裏の浦が津ミありしが如きそれである。

古事記傳に於て資料ミなつたものには以上の諸本の外に舊事紀及び釋日本紀に引かれてゐる斷片的の資料があつた。宣

長によれば、古本の一部分が剽竊されてゐて、「今もたま／＼あやまらである所なきも稀にはある」のであつた。(記傳一四頁)

凡そ宣長本古事記には、鈴屋本と古事記傳本文と古訓本との三種が考へられる。先づ鈴屋本の奥書によれば諸本校合の順序及び年代は次の様である。上巻は、明暦元年六月一日の延佳校合本に寛文七年孟夏廿七日弟子信慶の校合及び元祿十一年十月廿日圓珠菴契沖之本による校合を經た或本によつて安永九年六月十四日に校合せられ、中巻は、明暦元年六月三日の延佳校合本に、同三年正月二十九日紀州本による延佳の再校及び寛文七年孟夏廿四日の信慶の校合を經た或本によつて安永九年五月廿五日に校合せられ而して下巻は、寶曆十四年甲申正月十二日に延佳校本を以て校合されてゐる。以上の系路を經た三巻は、更に天明三年二月十三日夜、京師村井敬義所藏古寫本によつて校合せられ、同七年四月十四日に眞福寺本との校合を終了してゐる。かくして鈴屋本は成立したのであつた。

古訓古事記の成立は寛政十一年の宣長の序及び享和三年の長瀬眞幸の跋によつてその動機や經緯を窺ふこゝが出来来る。眞幸の言葉にも拘はらず吾人は若干の誤刻に遭遇する。(古訓本上巻五一丁オ、中巻四八丁オ、下巻二丁ウ等)而して又詳細に檢するに、古訓本の成立過程に於ける宣長の訂正の跡を明かに見る。(古訓本上巻十二丁ウ、中巻七六丁ウ等)即ち、古事記傳に於ては單なる訂正の意向の提示に止まる或るものが古訓本に於ては斷行されたのである。ただかくの如きものの中にも更に批判されねばならない餘地を残したこゝは勿論である。又、古訓本に於て傍訓の文字の誤脱せる數例を見る。然し、

次倭比賣命者。拜祭伊勢大神宮也。

こある細註の訓は古訓本に於て正しく改められてゐる。(三矢重松著、古事記に於ける特殊なる訓法の研究、三七頁参照)

鈴屋本を中心とする諸本の系統及び其等に對する宣長の概括的批評に就いては、極めて簡略ながら右に考察した如くである。今や古事記の原形態の探求の跡を具體的に辿らうと思ふ。

舊印本は宣長によつて誤字脱字多しと云はれたのであつたが、「それもわろからず」(記傳五一四頁)なご消極的に肯定せられ、或は他本に無い文字が此の本によつて補はれた場合もあつた。又、舊印本によつて削りたる場合や改めたる場合がある。例へば、是刀の二字を削り、「有も悪くはあらねご、次言に降此刀狀あるに重なりて、煩はしくも聞ゆかし」(記傳九五頁)と云ひ、末を米と改めて、「記中末を假字に用ひたる例もなく、語も末にては、のはず」(記傳一九七二頁)と云つてゐる。即ち、記中の假字用例の實證的検討及び言葉の內的妥當性に立脚した論斷であつた。但し、前例に就いては尙異論がある。

次に舊印本の脱字、衍字、誤字の指摘がある。その或ものは自己矛盾の指摘により、又或ものは他の諸本の實證的研究によつて是正された。而して舊印本に大鶴齋とあるのは、「書紀に目なれたる後人のひがご」(記傳八四頁)と云つて古事記の特殊性の認識の足りないこゝが批難せられ、又、「忽と云も聞えたれごも亦と云ぞ勝れる」(記傳一三〇五頁)とある如き、內的批判が實證的判定の限界以上に到達せる例を見る。然し結局、舊印本は積極的材料を提供するよりも寧ろ批判せらるべき誤謬に充ちてゐた。

「それもあしからず」と言つて延佳本が消極的に肯定せられた場合がある。「亦授吳公蜂之比禮」(記傳四九二頁)の亦字の如きそれである。これは諸本には且とあるからであるが、御巫本古事記によればやはり亦とある。

延佳本によりて補ひ、削り、又改めた場合がある。その根據は、「次に出たる處々にもみな有ば、」(記傳五五〇頁)の如き記中の例に依りしものや、「書紀にも、神骨とあれば」(記傳一三六二頁)の如く書紀の傍證によるもの、又、「延佳が補へたるぞ

正しき」(記傳一一五二頁)「延佳本にのみ此字あるは、私に補へたるなるべし、されき此字は決く有しが脱たるなり」(記傳一四五九頁)の如く延佳の獨創が承認せられた場合なきである。

延佳本に依つて改めた理由はそれに實證的基礎の存在せるもの、^レ「さては凡ての意解べき由なし」(記傳五三頁)「下にも不得忍あるミ同意の文なり」(記傳一二七四頁)とあるが如き文意の捕捉によりしものミであつた。

延佳本の脱字、衍字、誤字の指摘。「さかしらに削るなるべし」(記傳一七二七頁)又、「私に除けるなるべし」(記傳一三九二頁)又、「さかしらに削りたる私ミミなり」(記傳一八六九頁)なきミ延佳本の脱を指摘して補つてゐる。衍字及び誤字の或ものに對しても全く同様な評が加へられてゐる。延佳の主觀的判定が妥當でなかつたのである。誤字の或ものは、延佳が古言を知らず、古事記に内在する規範的事實を認識し得ずしてみだりに改め誤りに陥つたものである事が指摘された。即ち、藝はギの假字にしか用ひず、支、可は記中假字に用ひたる例なく、又、用理の理を省きたる場合には古事記では用ミのみ用ひ萬葉集では欲ミも由ミも用ふる例なのに、延佳本に由ミのみあるのは書紀に由ミのみあるのに泥みたるものであらうと云ふが如き場合である。分析的研究によつて歸納せられた規範は、對象の内的特質ミして隨順さるべき基準である。延佳にはこの基準の認識が無かつた。宣長は或る場合には更に字鏡、舊事紀の舊印本、釋日本紀なきに精密なる客觀的傍證を求めて延佳本の誤字なるを説き、精密なる學風を見せてゐる。集められたる事實の中から眞實が選擇せられるのは、全く對象の内的必然性に從ふこと以外ならない。而して客觀的規範もかくの如きもの、標識にすぎない。故に言葉の選擇は文の内的必然性の洞察によらなければならなかつた。

市邊之押齒王之奴末(記傳二二一六頁)

こある奴末は延佳本には末奴ミなつてゐる。それを宣長は如何にして奴末ミ決定したか。抑々この奴末ミ云ふ言葉の含まれるのは、清寧天皇の卷に於ける意富祁王ミ袁祁王ミの物語の一節である。此の物語は、安康天皇の卷に初まりかの大長

谷王の武勇華々しい場面に續くものであつた。而して深い人生内容がこの單純な表現の中に盛られ、複雑な情意の世界がそこに展開されてゐる。殊に末尾に於て、「小楯連聞き驚きて、床より墮ち轉びて」ミ次次に「て」を以て疊まれた言葉の運びに一篇は高潮に達せしめられてゐる。さてかの奴末なる言葉は弟の火燒童、實は袁祁王の歌の結句にある。宣長が末奴を排して奴末を選んだ所以は「諸本に皆かくあり」ミ云ふ統計的實證を以てではなかつた。事實は唯事實の存在を示すだけであつて未だ必しも眞實ではない。文の内的生命が捕捉せられそれによつて初めて部分的言語の選擇ミその配列ミが決定せられる。即ち宣長が、「ふミ思へば、必ず末奴ミある方宜きが如くなれきも、」ミ云つたのは、單純なる知的判斷の否定であつた。然るにこれに續いて、

熱く思ふに、奴末ミあるぞ、却つて味ありける、其は、奴は押齒王の御末なりミ云意なるを、如此詔へるは、御詞の勢なり。(記傳二一一六頁)

ミ云つてゐる。「味あり」ミ言ふのは内的生命の味識を意味する。味識せられた内的生命がその「勢」のまに／＼言葉を選択せしめたのである。かくして宣長はいみじくも、「こよなく勢まさりて聞ゆるなり」ミ奴末ミ倒置せられた言葉の内的價值を表白してゐる。茲に吾人は宣長の本文批評の根本態度が那邊に存したかを見るこゝが出来た。

又、延佳本によつて訓みながら文字はそのままにした場合があつた。「延佳がさかしらに削りたるも知がたし」(記傳一六七九頁) なミ云つてゐる。宣長は一方に於て、かくの如く飽迄も古事記の原形態に忠實ならむミする態度を示してゐる。

延佳本が宣長の本文批評に於て重要な地位を占めたこゝは、右の考察によつて明かミなつた。延佳は自家の見地に立つて新説を生み出した。然し一方彼は宣長によつてさかしらミ難ぜられねばならぬ誤謬に陥つた。それは何故であつたか。實證的研究の不足ミ内的批判力の微弱ミは、眞淵及び宣長が批評した様に、彼をしてまだ漢意及び後世心より離脱するこゝを得しめてゐなかつた。古代的心意の世界の體験的捕捉が不充分であつたのである。

眞淵の説は「師の説」にして古事記傳の中に屢屢引用された。以下その具體的關係を見よう。

「師の云れたる、信に然なり」(記傳一三〇八頁)云つて肯定し、然し訓をそれに従ふのみに止めてある場合がある。それは他に確實な傍證が存しないからであつて宣長の事實を無視しない科學的態度を見るべきである。

師の説によりて改めたる場合。「今は師の改められたるに依れり記中の例云々」(記傳一五八二頁)なき云ひ、前述の一類に比し比較的傍證を有するのである。

師の説の誤脱若しくは衍なる場合。「されど其はわろし」(記傳一三〇二頁)云ひ、又「まづ記中に、素字を假字に用ひたる例なし」(記傳二二三頁)なき云つてゐる。殊に「本のままにてもなてふこがあらむ」(記傳一六二六頁)云つて眞淵の説に反對してゐるのは注目すべきである。「今は然であるなり」(記傳一八五四頁)なきの言葉と共に、古事記そのものの内的要求に基かざる理知的訂正を排して、その原形態に忠實ならむとしたのである。

此の外契沖の「厚顔抄」に基く本文批評、既述の三種の古寫本の何れかを意味すると思はれる一本に基くものなきがある。此等も宣長の批難せるにも拘はらず相當の寄與をなしてゐる。又、「云々無き本」、「云々作る本」なきの引用があるが此等の本が何本であるかはさして重要でない爲めに述べられなかつたのであらう。

眞福寺本には誤字が多い。然しその誤字に折折附せられてゐる訂正的傍註は四類あつて興味深いものがある。此等は單に眞福寺本の誤謬を訂正し得てゐるに止まらず或ものは本文批評に積極的な資料となる。

古事記傳に於いて眞福寺本が批判攝取された跡を見るに極めて重要な地位を占めてゐる。規範的事實を傍證として伴はしめ、眞福寺本によつて或は補ひ或は削つてゐる。又「諸本に無しあるぞよき」(記傳二八二頁)「無くても可けれど、有方調勝れり」(記傳一八六八頁)云へる如く内的價值に従つて補つてゐる。論理的意味には差支へないが故に、若し事實にのみ即するならばかくの如き深き選擇は不可能である。然し歌の藝術的價值を決定する所の調が宣長をしてその一句

を眞福寺本より拾はしめた。宣長は他の場合に「此字なくては、足はぬここちす」(記傳一八七五頁)も、かかる内的經驗を表白してゐる。

眞福寺本により改めたる場合は頗る多い。前後の例によるか、又は、之、於、天、などは記中之を假字に用ひない例であるこみなぎに依り極めて實證的な態度を示してゐる。何れを取るも意味に變りなき場合は勿論例の多い方に従つてゐる。次ぎにはその内的批判によつて眞福寺本に従つた場合の在るこも他本の例と同じである。かくして眞福寺本の價値は極めて重大であるが、ただ注目すべきはその延佳本も屢屢相伴つて同一形態に在るこである。然しこれは偶然ではなかつた。(鈴屋本古事記下卷附箋參照)この他眞福寺本の誤脱や衍字が指摘せられ、そこにも「記中に計字を假字に用ひたる例なし」(記傳二〇九八頁)なみの實證的傍證を見る。此等は古事記の形象の標識として内なるものを指示したのである。而して選擇は換言すれば體驗内容の客觀化であつた。宣長がなした眞福寺本の批判は、實に古事記の内的理解に立脚したるものであつたのである。ただ今日猶、眞福寺本の本文に就いては考察すべき問題が残つてゐる。

以上諸本に對する批評を檢討した。最後に宣長自身の獨立の本文批評を顧みなければならぬ。

實證的基礎に立つたものは別として、宣長には重大なる補字がある。例へば

自其墮入故建御雷神教日穿汝之倉頂以此刀墮入故阿佐米余玖汝取持云々(記傳九五五頁)

如此之白而乃隱也故隨白而云々(記傳六九五頁)

那爾波能佐岐用伊和多理氏阿和遲能志麻用伊傳多知氏(記傳二一四六頁)

の三例の如き此れである。何れも文を解剖し内的聯絡を探り、意味の斷絶を認識し、更にその斷絶を補填すべき言葉を他の文獻、書紀や風土記なごより求めそれを古事記の言葉に直して用ひてゐる。第一の例は、菅政友が眞福寺本の精査によつて補ふの必要消滅すみなし、第二の例は三矢博士が次の響應を天神の御使に對してなすものも取るこによつて補ふの

必要なしきしてゐる。然し何れも未だ宣長の補ひ得た所より以上の意味の把握をなし得たは云ひ難い。第三の例は、明確の表現を地理的に的確ならしめんとしたものであるがその必然性は弱い。

誤字を指摘した多くの例に於て、一類は實證的基礎に基くものであつた。然し宣長はかかる場合にも自説によつて文字そのものを訂正する事はしない。殊に、字形や草書體の類似に誤字の原因を求めてゐる一類の場合には推定に止め、訓を之に従つたのみである。又、「されぎさては穩ならぬ文なり」(記傳四二八頁)「古言はかかる處必しらべ宜き物なるをや」(記傳八〇八頁)「此ままにては語つつかず」(記傳一六一頁)「語のかけあひ調はず」(記傳一九七頁)なきの一類に於ける内的批判は、すべての批判の根柢であり、外的實證を内より要求するものであつた。故に訓をその要求の充足に従はしめ、然し文字は「決なく誤なり」を斷定し得るもの以外はそのままとした。

文字を改めず唯内的必然性に従つて訓むに止めたのは、宣長が屢屢批難した「さかしら」即ち後世的理性による原形態の變改を避けたのである。宣長は、『古事記自體』を『口誦せられたるもの』に置いた。『表記せられたるもの』はその形骸であつた。故に『古事記自體』を得んが爲めに、先づ『表記せられたるもの』をその純粹の形態に於て把持せんとしたのである。然し形骸は本質の形骸である。故に壞れたる形骸を補正し得るものはその内なる本質のみである。『表記せられたるもの』の誤脱を正し得る根本原理は、終局に於て『古事記自體』にある。故に宣長は上代の意、事及び言を後世の夫等とを峻別し、古言の學の原理を古言の世界そのものに置き、古代的心意の世界よりその本質を捕捉せむとした。かくして『古事記自體』に必然の言葉を選び『表記せられたるもの』に存する表記法の原則に従つて文字を選び、原形態の復舊につぎめた。然し、後世心が認識し得た所は、決して古言の世界の總べてではあり得ない。延佳に於て、眞淵に於て、批判すべき幾多の誤謬を見た宣長は、この復舊を永遠の追求たらしめむとする學術的態度をこつてゐる。

四

原形態の探求に關聯して考察すべきは割註の存在である。何れを割註とし、何れを本文とし、又、何れを衍文とすか。それに依つて、同一の本に於ける矛盾を解決し、諸本間の異同を統一しなければならなかつた。

割註は、訓註と解註とより成る。訓註はすべて安麻呂によつて記されたミ宣長は考へてゐる。阿禮の口誦を漢字を以て書きしるす爲めに、音借、訓借、義借に依つて國語を表記したが、それを訓み得るものたらしむるにはその借用法に統一を與へる努力と同時に訓註を必要とした。此れには大凡五種の別がある。

解註の中、數を表はす註は諸本を統一して割註と化した。(記傳三五三頁等)數詞にして本文と成るべきものも勿論辨別されてゐる。(記傳二一三三頁等)系圖的の註は細書せられたものもすべて本文である云つてゐる。(記傳三七二頁)古事記の本質より考ふれば祖先の名を顯しその事績を記したものはたゞへ簡單なものでも重要な本文であらう。次に説明的の註がある。此れらは細に分てば約十種にもなる。その或ものは、後人の加へたものであらう云はれ、(記傳七九三頁、九四九頁)換言すれば削除さるべきものであつた。地名、物名、神名なみの起源説明傳説の附註はすべて本文であるとした。此等は傳説そのものの與へる藝術的感興に續いて附會そのものが知的興味を感じしめたのである。宣長は本文と決定してゐるが然し記載は改めなかつた。歌に對する説明は皆本文としてゐる。然し此れは安麻呂の附した解註とすべきではなかつたか。又、宣長が、「本文ながら註なり」云ひ、「此註は阿禮が誦定めし時よりの詞ならむ」(記傳六三二頁)云つた一例がある。茲では註なる言葉は不正確である。然し本文であつて、安麻呂の註ではないと考へられてゐる。諺の起源説明傳説の註は後人のしわざではないとのみ云つてゐるが寧ろ本文とすべきではなかつたか。此の外眞淵が後人の注なりと云つた一類がある。(記傳一四六三頁、一六六二頁)然し此れは「本よりの注なるべし」云つてゐる。本よりの注は阿禮を指すか安麻

呂を指すか不明であるが、考ふるに、むしろ本文ミなすべきものである。

最後に崩御年月日の註がある。宣長は此れを削つた。その理由は、「本文に書連けずして細註にせるは、阿禮が誦める詞に非ず、別に私に加へられたるものなる故なり」而して「然れども今これを取らざる故は、稗田老翁が誦傳へたる勅語の舊辭に非ミ見ゆればなり」(記傳二二四四頁)ミ云ふのであつた。換言すれば、細註なる概念には阿禮が誦まざりしものミ云ふことを意味せしめ、然かも次ぎには阿禮の誦まざりしものなる故削るミ云つてゐる。此れは明かに不充分的論斷である。その安麻呂以後なる事を證せざる限り削ることは出来ない。何ミなれば古事記を原形態に復舊せしむるミ云ふことは安麻呂によつて書きしるされたるものへ還るべきであるから。然るに今や宣長は「表記せられたるもの」を超えて「口誦せられたるもの」をその目標ミなすに到つてゐる。此れは本文批評としては矛盾せる態度であるが、吾人はそこに「古事記自體」を「口誦せられたるもの」に置いて此れを追求しつゝあつた宣長の精神を窺ひ知ることが出来る。

仲哀天皇の卷の神功皇后の崩御の註は、宣長は此れを削除して、後人の書紀によつて書入れたものであることを論じてゐる。(記傳一六四五頁)宣長は古事記原形態の探求をその特異性に於てしようとした。而して一般的な書紀の風に従つて此れを採用した延佳を痛烈に難じてゐる。即ち、「何事も書紀に合へるを悦び、異なるを嫌ふ」心理は、漢意即ち漢的價值批判である。それに依つては古事記の特質は認識し得られない。寧ろ書紀ミ「いささかにても異なる所」に於てそれは探求されねばならないのである。かくして宣長に於ける漢意の排斥は、實に古事記研究の方法論的基礎であつたのである。

五

古事記研究史の一面は漢文風表記の晦迷の中より「古事記自體」を訓みあらはすことにあつた。代々の學者は相繼いで訓を研究し、隠れたる「古事記自體」へ近接せむとした。古事記成立の過程に於て、安麻呂の筆録は口誦より表記へ、言

葉より符牒への推移であつた。安麻呂の古語尊重にも拘はらず、日本に固有の文字が無かつた爲めに、それは換言すれば口誦の漢譯であつた。『石上私淑言』に於て宣長は、書紀が古代傳説の漢譯であることを指摘してゐるが、嚴密に云へば古事記に於ても此れは或程度の事實であつた。例へば宣長が云ふ様に、「字美夜麻」を山海記し（記傳一六六四頁）訶波夜」を爲大便之漕流記し、（記傳一〇三三頁）「阿氣奴」を曙訖記し、（記傳二〇二二頁）又、「多知麻知爾加那志久那理氏」を哀情忽起（記傳二二七一頁）記せるを見れば此れは明かに認められる。而してこの過程に於て、「口誦せられたるもの」に於て重要な要素であつた聲調が遊離し、韻律的であつたものが散文化したのである。それは「表記せられたるもの」に残存せる韻文的要素が此れを逆に推定せしめる。かくの如き筆録の過程ではあつたけれども、然し、文字には必ずしも泥むものではなく、飽迄も借用であつた。例へば作字も「作大殿」の場合にはツクルであり、「作押機」の場合にはハルであつた。「袁登寶」を表はすに、美人、媛女、嬢女、嬢子などの文字を用ひた。故に宣長は、同字を書いてもその場合によつて古言は異なり、（記傳三〇六頁）又、同例のものも場合によつて文字の異なること（記傳三〇七頁）を指摘してゐる。措辭法に於ても必ずしも漢文の格にはよらなかつたのであつて、語の意味する所をよく思つて訓むべきであつた。（記傳一七九〇頁等）而して宣長は、「凡て人のありさま、心ばえは、言語のさまざましておしはからるるものにしあれば」云つて文化意識の表現として言語を重要視し、且つ古事記は理論の書ではなく、「古を記す語」であり、「上代のまこと」の藝術的表現であるが故にまづその言葉に還らねばならぬと考へた。宣長をしてひたすらに古語を求めしめたものは古事記そのものに内在する所の天武天皇以來の一つの意志であつた。それは序文に表現せられ、又古事記の表記そのものが自ら表示してゐるのであつた。殊に假字書の部分はその著しいあらはれであつて内部生命の流動の指標である。宣長が假字書の部分には字を添へて訓むことを極度に警めたのもその爲めであつた。而して宣長は還るべき「古事記自體」を「口誦せられたるもの」に明確に置き、「なべての地を、阿禮が語記定めてその代のこころばへを以て訓べきなり」云ひ、又「然訓ては、古語にう

なければよしや撰者の意には非ずとも」(記傳一二七〇頁)と云つて訓を定めてゐる。「本の古言に復す」(記傳三六頁)と云つた「本」は阿禮の口誦を意味するのであつた。

かくの如き志向の下に古事記を訓みあらはさむとした宣長が第一に取つた方法は、かの漢譯的表記過程の逆洞察であつた。「語だに同じければ、字には拘はらざるは、古のつねなり」(記傳一四〇三頁)と云つてゐる。「心に當てて」書いたものであるからその借用法を内面的に看破しなければならぬ。例へば、「此に共婚共住も書るは漢文にてはただ住めるのみ書きては、古言の意備はらざる故に、其の意をあらはさむために書る字なり、次の文には同事をただ供住のみ書て共婚字を省けるにて知るべし、然るを字の隨に訓ては古言を失ふべし」(記傳二二〇頁)とある如きはその一例であるが、字のままに讀むのは正確の様で却つて最も不正確であつた。表面的正確は嚴密なる古言探求の方法ではない。故に、先づ漢字に即してその漢字を用ひしめた表記の内面としての意味を把握し、その意味に従つて適切な言葉を求めてゐる。「國號考」に於て、凡て皇國の言葉に漢字をあてたのは全くあたつてゐるものもあり又、かたへは當つてかたへは當らないものも多いが故に、字にのみ依つては言葉の本の意を誤るこゝになること述べてゐるのもこの意味である。

宣長は助字をその存在の意義の洞察によつて三種に分つた。一、漢文の方の助に置るのみにて、古語には關らぬもの。二、漢文の方には關らずして古語の方に用ひたるもの。三、漢文の方に置けるがやがて古語にかなへるもの。助字は此の原則に従つて取扱はれてゐる。又、漢文風表記の過程を洞察して、古事記中同じ事を二三記すのに、一をば古言のままに一をば漢文さまに書いて互に相照して訓むべく書きたる例(記傳一六六四頁)や、又、一をば義を以て書き、一をば言のままに書いて、相照して義をも訓をも知るべく書きたる例(記傳一七七一頁)が多いことを述べてゐる。即ち文字はすべて假の物であつて、「此字を忘れて思ふべきなり」(記傳一九五八頁)文字を忘れて文の内的生命に従ふことが最も文字に忠實なる所以であつた。

思想は言語によつて明確となり、茫漠たる意識の流は言語表現によつて形を與へられる。然しながら言語の爲めの思想ではなく、寧ろ思想はその細かなる特異性、獨特の内容を表現する爲めに自らに必然なる言語を選定する。言語と思想との間には實にかかる内的必然性が存在するのである。宣長は此れを次のような極めて意味深き言葉を以て言ひ表した。「抑抑意事言言はみな相稱へるものにして、上代は意も事も言も上代、後代は、意も事も言も後代、漢國は意も事も言も漢國〔記傳四頁〕である。或る國語を以て言ひ表はされた思想は嚴密なる意味に於ては他の國語を以て此れを云ひ表はすことは出来ない。然かも古代的心意を表現するには古代的言語を以てしなければならぬ。それ故に古事記を訓みあらはすには先づ漢籍訓を去り、且つ古言によらなければならぬ。否、本質的に云へば『古事記自體』の言葉そのものに還らなければならぬ。此れ宣長が絶えず力説する所であつた。

宣長は、文のまま訓みては「漢籍訓にて古語のさまに非ず」〔記傳一四四〇頁〕「漢籍訓にこそあれ、皇國言の格にあらず」〔記傳一七七二頁〕と對照批判し、「此方ミ彼國ミ差ある事をよく辨へて、」〔記傳四六頁〕漢籍訓を識別せねばならぬとした。殊に「漢文にて皇國のモノイヒに非ず」〔記傳二二五〇頁〕と批評してゐるのは、目に見る文字は漢文の影響を受け易く純粹の古言はものいひの中に在ることを言つたもので、まことに含蓄深き言葉である。漢籍訓を避けた例としては次の様ながある。

汝命既得殺仇。——汝命既延志勢賜比奴〔記傳一〇五三頁〕

有麗美壯夫。不知其姓名。——宇流波志伎壯夫之、其名母斯良奴賀〔記傳二二二頁〕

魚不問大小。——宇袁杼母意富伎那流知比佐伎〔記傳一五七九頁〕

かくして漢籍訓を排除するに當つては宣長は次の様な注意を忘れなかつた。即ち古言と漢字音とのつづからに似たものや同じものも稀には存在する。然るにそれをも悉く彼を取れるものと思ふのは却つて誤謬である、〔記傳二一九二頁〕而して

更に古言を求むるに當つて、凡て尋常に異なり耳なれない言葉であれば古言だ(記傳一四三二頁)と思ふのは誤りであると言つてゐる。深き洞察と實證的研究を必要とするのであつた。

「いにしへのことをえむことは、古言を得たるうへならではあたはず」とは、縣居大人が宣長にさされた言葉である。國學者の古代研究は、古代文化の生命をそれ自體の様相と價值とに於て體験的に把握することに在つた。その爲めに先づ重要な事はその表現としての純粹なる古言を得ることであつた。宣長が云ふ様に漢籍訓と共に識別排除されねばならないのは後世言であつた。かくして古事記傳の中に述べられた國語學的研究は「おのづからのことわりありて定まりつる物になん有ければ、かりそめにもそれをはなれて、わたくしのさかしらをば、露ばかりもくはふべきにあらず、ただいづくまでもいづくまでもふるき道をたづねて、そのあまになんしたがひよるべきわざなりける」(詞の玉緒總論)と云つた様な古代國語に關する事實と法則との發見であつて、本質的研究の基礎となつてゐる。今簡單にその研究を要約し、項目的に示せば次の様である。

一、文字及び表記法

二、音 韻 論

イ、古代の音韻

ロ、延 約 論

延言、約言、略音、

ハ、清 濁 論

ニ、音 便 論

ホ、音通論

子音、母音、母音諧調、

三、語彙論

イ、氏爾袁波ミ助字

ロ、活用論

動詞、助動詞、形容詞、

ハ、語源論

延約音通論によるもの

複合要素への分析によるもの

類推によるもの

ニ、意義論

古代語彙、外來語彙、

四、語法論

古代語法、敬語法、

訓に關する範圍に於て考ふれば、古代音韻、清濁、音便、氏爾袁波ミ助字、活用、語法などに關する諸原則は古言を求むるに重要な客觀的規範となつた。

各項に亘つての細かな説明は略する。ただ氏爾袁波は國語の特質として重要視されてゐるので、それに對する宣長の考察を顧みよう。

漢文には助字こそあれ、氏爾袁波にあたる物はなし、助字はただ語を助くるのみにして、氏爾袁波の如く、こまかに意を分つまでには及ばぬものなり、故助字はなくても、文意は闇ゆるなり、さて古記はみな漢文なれば、其を訓むに氏爾袁波は、訓者の心もて定むるわざなるを、近世には、をさをさ其格りを明らかに識れる人なくして、誤るこも常多し、抑抑漢文の意をだにも得てよめば、其訓語も、意はいこしも違はざれども、氏爾袁波のここのひの違へらむは雅語にはあらずかし（記傳三八頁）

即ち論理的内容は表明し得ても氏爾袁波のここのひがなければ古言の妙趣は失はれる。心意の微妙な差異やその特異性の表現は、氏爾袁波によつて始めて充足される。宣長がその詳細な研究を「紐鏡」及び「詞の玉緒」に於てなしたのも此の故であつた。氏爾袁波は「神代よりおのづから萬のこもばにそなはり、殊に係結の定なきあつて漢文の助字こそ著しい相違があつた。それ故に、「いささかもたがひぬれば、言の葉ここのはず、歌も何もすべていたづらここになんなるめる」（詞の玉緒一）氏爾袁波がなければ歌も文も單なる言語の羅列なるのである。かくして翻つて漢文風表記の中から、助詞及び助動詞の驅使を以て巧に古言を訓みあらはしてゐるのを見る時、古言と文字との内的聯關を見透し、文字の底に古言を訓んだ宣長の深い理解を知ることが出来る。

例へば、「可降」の二字の表記は先づ久陀理氏余と訓まれ、すぐ續いて久陀志氏牟と訓みわけられてゐる。（記傳九五—頁）又、「可射殺」は射殺賜比泥と訓まれ、（記傳六二—八頁）「猷耳」は多氏麻都流爾許曾と訓みあらはされて、（記傳九五—六頁）各各その内的理由が説明されてゐる。かくの如き例を概観するに

可字——氏 余（記傳九五—頁）

可字——氏 牟（記傳九五—頁）

可字——泥 （記傳六二—八頁）

耳字——爾 許 曾（記傳九五六頁）

疑字——加登淚母布（記傳一九九九頁）

是字——叙（記傳一三〇八頁）

乎字——夜……良牟（記傳一四〇五頁）

乃字——曾（記傳一九五一頁）

亦字——母（記傳二二八〇頁）

既字——奴（記傳二二七六頁）

然字——衰（記傳一四六七頁）

雖字——禮（記傳二二七七頁）

雖字——母（記傳二〇六八頁）

故卽字——禮 婆（記傳二二七八頁）

なきミ夫夫訓まれてゐる。宣長の説明によれば、此等は皆意を以て書ける文字であつて、若しそのまま訓めば漢籍訓ミなるが故に訓むべからざるものである。而して下に夫夫示せる言葉の中に上の文字の意は含まれてゐる。此等の文字は、國語の助詞、助動詞によつて訓みあらはさるべき意味の指標である。換言すれば、意味が自らあらはれむミして選ぶ助詞、助動詞の外的指標である。この指標ミしての文字よりその擔へる意味を訓みあらはさなければならぬ。かくして漢籍訓の批判は漢文風表記過程の逆洞察によつて内的意味ミのものを體驗的に把握せむミすることに外ならなかつた。

六

吾人は茲に宣長が古事記を訓みあらはした内部經驗の考察に進まうと思ふ。それによつて、かの極めて精緻な分析的研究の成果が何によつて一つの形象へミ選擇され綜合されたか、又、『古事記の訓みあらはし』に云ふこゝは宣長に於ては抑抑如何なる意味を有つものであつたかが明かミなるであらう。

宣長は、「云々ミのみ訓みては何ミかやこゝたらはぬこゝちすれば」(記傳一五九八頁)ミ言つてゐる。こゝたらはぬ心地ミは、文の底に流動する内部意識の表現がまだ不十分なこゝの體験的表白であつて、何ミかやミ云ふ言葉の中にもその氣持は深く示されてゐる。同様な他の例に就いて見るも、外的標識ミしての文字の特異性はそれに相應する言葉を以て表現されなければ、「事足らはぬこゝち」を感ぜしむるだけの内部意識の存在を指示せるものであつた。(記傳一五九七頁)「言足らはぬこゝち」(記傳一八七二頁)ミは、宣長の體験過程ミして見れば、一つの形象の創造に於て、表現されねばならない意味がまだ表現し盡されない不滿である。それは換言すれば『古事記自體』のあらはれようミする要求であつた。

宣長は、「此は必會ミ云辭あるべき處なり」(記傳一六六四頁)ミ云ひ、又、「此ミ云言を讀添ふべし、語のさま必ずしかり、」(記傳二二〇一頁)ミ云つて各各その理由を説明してゐる。捨曳する文意の細かな表現の爲めに助詞が要求せられ、表記に存しない語さへ添加されねばならなかつた。「讀添ふべき勢なり」(記傳二七三頁)ミ云つた勢ミは文の内部生命の流動を指したものであらう。若し漢文の表記のみに従ふならばただ論理的事實をあらはすに過ぎなくなり、生々ミした生命の勢はあらはれない。故に宣長は語を訓添へるのは、「調のためなり」(記傳一七六二頁)ミも云つてゐる。

假字書の部分は「表記せられたるもの」に於ける「古事記自體」の露出ミしてそのまま訓み得る部分であり、生命流動を指示して全體を暗示するものである。故に假字書は原則ミしてそのまま訓むべきであるミ宣長は考へてゐた。然しそれすらも、そのままでは「言落居ず」助動詞を補填しなければならぬ場合があつた。(記傳二二三三頁)

漢文ミ古語ミの著しい差違は漢文に敬語法の發達のないこゝであつた。抑抑敬語法は國語の世界的特質の一つであり、

古事記に於ても既に漢文表記の或るものは敬語法を取入れて和化するに到つてゐる。それは古語をそのまま表はさうとした意志の表明であつて、敬語をその必然の所に訓添へることは古事記の訓みあらはしに絶對的に必要なことであつた。宣長は體言用言に亘つて普く敬語を訓添へてゐる。かの動詞にも敬稱の接頭語を附したことの誤謬は早く三矢博士の指摘せられた所であつたが、何れにしても此れは漢文表記の生命化であつた。(古事記に於ける特殊なる訓法の研究、一九頁參照)

悒字を伊夫世伎許等ニ訓んで次の様に云つてゐる。

大かた伊夫世志、伊布加志、意富都加那志、又意富富志、此四は本一言ニ聞えて、意も同じ、故萬葉に、通はして共に悒悒ニ書り、其訓は、上下の語に隨ひて、右の四の異あるべし云々(記傳一六六三頁)

かくの如く訓を選択するものは上下の語が示す内部意識の流動そのものであり、それによつて中間の語は推定された。

詔之、告之、白之、告言、白言、問曰、答曰、答詔、答告、答言、答白、誨告、誨曰、讒云、讒白

の如きも字のままに訓めば古語のさまではなくなる。その訓は「左右に其處の勢によるべきなり」(記傳五〇頁)と斷じてゐる。又、萬葉集の例と比較して「語の勢いよく似たり」と云つた場合もあつた。(記傳九四四頁)單語は文の中に於て、内面的全體性によつて選ばれ、獨特の部分的地位を與へられねばならなかつた。それ故に宣長は缺如せる言葉を補填するに當つてはその内的必然性の把握に基いたのであつた。例へば「歌曰」の如く(記傳九九二頁、九九七頁、一二三三頁、一七〇一頁等)同じ言葉もその存在の場合によつて訓の異なる例が多く(記傳一八九六頁)又、地詞と話詞とは明かに區別せられた。(記傳一五五三頁、一九三六頁等)

景行天皇の卷にある倭建命の物語は、雄壯の中に何か悲痛な又哀切な響が籠つて居り遂に悲劇的な結末を以て閉ぢられてゐる。西征より歸京せられた倭建命は再び東方十二道の荒ぶる神及びまつろはぬ人等を言向け和せよの詔を受け給ひ、吉備臣等が祖、名は御組友耳建日子と比羅木の八尋矛を賜はつて伊勢大神宮に參り給ふ。而して倭比賣命に仰せられ

た言葉の中に、「既所以思吾死乎」にあるのを宣長は、「波夜久阿禮袁斯泥登夜湊母富須良牟」を訓み、續いて、「因此思惟猶所思看吾既死焉」にある「所思看」を「湊母富志賢須那理那理」を訓んで、それを説明して次の様に云つてゐる。

さて下に那理那理云云を添はるは、思決めていささか歎き賜へる辭なり、上既に吾を死ぬこや所思すらむこあるは先大方にうち思ひ賜へるさまを詔へる所なる故に、夜云、良牟云て、決めぬ辭なり、さて事のさまによりて、よく思ひめぐらし見るに、左右に早く死ぬ所思すに疑なしに終に、思ひ決め給へる趣の御言なり、よくよく文のさまを味ひてささるべし（記傳一四〇六頁）

よくよく文の形象を味識して訓を體得しなればならない云つたのである。「さばかり武勇く坐皇子の、如此申し給へる御心のほぎを思度り奉るに、いささ悲哀しきも悲哀き御話にざりける」「いささかも勇氣の擔ひ給はず、成功をへて、大御父天皇の天命を違へ給はぬばかりの勇き正しき御心ながらも、如此恨み奉るべき事をば、恨み、悲むべき事をば悲み泣賜ふ、是ぞ人の真心にはありける」を、宣長は先づ文の中に籠る生命を深く把握しその心理内容を如實に表現する言葉を選んだ。換言すれば、體驗的に把握された生命そのものがかくの如き言葉を選ばしめたのであつた。かかる訓法の内的過程を云ひあらはした説明は屢屢見る所である。例へば

不忍其后懷妊及愛重至于三年
 があるのを、

曾能伎佐伎能句宇都久斯美湊母美斯多麻布許登母美登世爾那理奴流爾、波羅麻志氏佐閉阿流許登袁、伊登加那斯登湊母本斯伎

を訓んでゐる。宣長はその研究に於て必らず歴史的態度を探り先人の説を批判的に繼承してゐるが、この場合にも延佳の訓は、「文意にも叶はず、古語にも非ず」、「何の意にも聞えぬ」を云ひ、眞淵の訓は、「言のつづげさま、古語のふりにあ

らず」訓を違へた爲めに「甚く意違へり」を斷じてゐる。そして、「女には泥まずて、凡ての意をよく得て訓べきなり」(記傳二二七四頁)を云つて更にその理由を説明してゐるのであつた。

雄略天皇の卷の赤猪子老女の純情の物語に

心裏欲婚。憚其極老。不得成婚而。

とある「心裏欲婚」は、

竇佐麻久富志久淑母富世母

と訓み、「此欲は常に、願欲ふ意を云ふは意異にして、此は守志に大命を待て嫁ぎもせて徒に老ぬるこゝを愛悲く所念て、老女の爲めに一度は婚て彼が心を慰めま欲く所念看なり、」(記傳二〇四八頁)とあるのも意によつて訓める適例である。四字の漢語からその表示せる内面としての豊かな心理内容が訓みあらはされたのであつた。

都夫良意美の家の戦の一篇は文學的な香氣の高い物語であり、劇的な風景が躍如として描かれてゐる。その漢文表記も宣長の訓みあらはした所を比較すれば、その訓みあらはしの内部經驗は實に藝術的表現の過程であつたこゝが認められる。例へば其の中の一句、

僕者手悉傷。矢亦盡。今不得戰如何。

は、「吾は傷手負ひぬ。矢も盡きぬ。今はえ戦はじ。如何にかせむ。」(記傳二〇一七頁)と訓まれて、この緊張せる場面にふさはしく簡潔にして味ひ深い言葉となつてゐる。かくして選擇される言葉は單なる古語ではなく、その文字が外部に表示せる内面の藝術的意味の實現者でなければならなかつた。それ故に、「語宜しからず」、(記傳二二六八頁)「文いと拙し」、(記傳同上)「言うるはしからず」、(記傳一〇一八頁)「語の調よく讀むべきなり」(記傳一五八三頁)などの藝術的價值批判によつて言葉が選ばれたのであつた。

『古事記自體』は、表記の不充分或は缺如の爲めに覆はれたる『表記せられたるもの』の中から訓みあらはされなければならなかつた。而して宣長をこの訓に於て導いたものは、體験的に把握せられた古事記の内的生命、文字の底に流動せる生命そのものであつた。その生命に必然の言葉のみが不十分な或は缺如せる部分の意味を充たし得たのであつた。換言すれば『古事記自體』の生命はその缺損された部分に於て、自らに必然の、何物を以ても代へ得ない言葉を求め、自らを實現せむとしてゐた。壞たれた形象の再建は、その要求に従ふことによつてのみ可能であつた。それ故に『古事記の訓みあらはし』は部分の探求による全體の再現であつたが、内的過程として見れば寧ろそれは全體による部分の價值充足であつた。而して全體生命の把握は直接的な内部經驗によるの外はないのであつたが、古事記の内的生命のかくの如き把握は『古事記自體』の自現の意志を宣長自身の内的意欲たらしめた。即ち、それは把握した生命を言葉に表現しやうとする意欲であつた。それ故に、表記より言葉への過程である『古事記の訓みあらはし』は、内的に此れを見れば、宣長にまつては、生命より言葉への過程、即ち、藝術的表現の過程であつた。而して、その中に詳細該博な實證的研究、漢籍訓、後世訓及び先哲の説に對する價值批判が綜攝されてゐたのである。宣長の訓法の本質は實にかくの如きものであつた。

以上本文批評の訓法に於ける方法は古事記成立の内的意味の把握を關聯して、宣長の古事記研究の一特質を成してゐる。